

令和 7 年 4 月 22 日

札幌西間税会

会長 福島 勝男 殿

札幌西税務署長

業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきまして、日頃からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国税庁では、令和 3 年 7 月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約する「内部事務のセンター化」について、令和 8 年の全署実施に向けて進めております。

対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大させており、札幌西税務署は令和 7 年 7 月 10 日から対象署となります。

センター化対象署の申告書や申請書等については、業務センターで処理することとしているため、令和 7 年 7 月 10 日以降、札幌西税務署に書面の申告書や申請書等を郵送提出する場合には、下記の業務センターに郵送していただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 業務センターの名称
札幌国税局業務センター

- 2 郵送先
〒060-8510
札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎